

令和８年９月１日以降に豊川市児童発達支援施設を利用する者から豊川市児童発達支援施設の指定管理者である特定非営利活動法人ゆうが徴収する利用料金の額を別紙のとおり承認した。

令和８年９月１日

豊川市長 竹 本 幸 夫

別紙

豊川市児童発達支援施設利用料金表

1 児童発達支援利用料金

区 分	単 位
基本料金（区分2）	1日につき 928
基本料金（区分3）	1日につき 980
児童指導員等加配加算	1日につき 123
家族支援加算Ⅰ（居宅訪問1時間未満）	1回につき 200
家族支援加算Ⅰ（居宅訪問1時間以上）	1回につき 300
家族支援加算Ⅰ（事業所等で対面）	1回につき 100
家族支援加算Ⅱ（事業所等で対面）	1回につき 80
子育てサポート加算	1回につき 80
欠席時対応加算	1回につき 94
利用者負担上限額管理加算	1回につき 150
関係機関連携加算Ⅰ	1回につき 250
関係機関連携加算Ⅱ	1回につき 200
事業所間連携加算Ⅰ	1回につき 500
事業所間連携加算Ⅱ	1回につき 150
個別サポート加算Ⅰ	1日につき 120
個別サポート加算Ⅱ	1日につき 150
保育・教育等移行支援加算	1回につき 500
福祉専門職員配置等加算Ⅲ	1日につき 6

備考

- 1 福祉職員の処遇改善を実施している場合は、1月につきこの表に規定する単位

の合計に1,000分の131を乗じた数（その数に1単位未満の端数が生じた場合は、四捨五入するものとする。）を加算する。

- 2 利用料金は、1月につきこの表に規定する単位の合計（前項の単位を含む。）に1,000分の1,036を乗じて得た数を額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、3歳以上の幼児の利用に係る利用料金の額は、無料とする。

2 保育所等訪問支援利用料金

区 分	単 位
基本料金	1回につき 1,071
初回加算	1月につき 200
家族支援加算Ⅰ（居宅訪問1時間未満）	1回につき 200
家族支援加算Ⅰ（居宅訪問1時間以上）	1回につき 300
家族支援加算Ⅰ（事業所等で対面）	1回につき 100
家族支援加算Ⅰ（オンライン）	1回につき 80
訪問支援員特別加算Ⅰ	1回につき 850
訪問支援員特別加算Ⅱ	1回につき 700
関係機関連携加算	1回につき 150
多職種連携支援加算	1回につき 200
利用者負担上限額管理加算	1回につき 150

備考

- 1 福祉職員の処遇改善を実施している場合は、1月につきこの表に規定する単位の合計に1,000分の129を乗じた数（その数に1単位未満の端数が生じた場合は、四捨五入するものとする。）を加算する。
- 2 利用料金は、1月につきこの表に規定する単位の合計（前項の単位を含む。）に1,000分の1,037を乗じて得た数を額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、3歳以上の幼児の利用に係る利用料金の額は、無料とする。